平成２３年（フ）第３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町15番５号Ｋパサール１Ｆ
債務者　沼　　宏樹
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８号
福島市泉字先達１番地　市住２―54
債務者　津田加奈江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
栃木県真岡市久下田西３丁目35番地
債務者　櫻井　敏文
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第９６５号
東京都板橋区常盤台３丁目29番８号、前住所千葉県流山市西初石３丁目469番地の10
債務者　遠藤　敏明
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２号
千葉県松戸市松戸866番地の１　晴風荘102号
債務者　堀内　昭男
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９号
千葉県松戸市金ケ作345番地の20　プランドールオカダ２―201号
債務者　松原　裕一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７号
千葉県鎌ヶ谷市東初富２丁目10番24号アイランド・シャルム202
債務者　井上　圭子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８号
千葉県野田市野田514番地の４　三松コーポ301号
債務者　萩原　光雪
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０号
千葉県松戸市稔台３丁目36番地の６　プロシード稔台110号
債務者　林　　唯四
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４６１号
福井市二の宮１丁目４番10号　グレイスフル二の宮201号室、旧住所福井県大野市高砂町３番10号
債務者　影路ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
福井市志比口２丁目21番26号　グランドハイムひぐち306
債務者　渡辺　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
福井県あわら市二面第34号45番地　アモールＮＫ201号
債務者　島　　徳枝
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
福井県鯖江市住吉町３丁目13番22号
債務者　佐藤　愛美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
福井市飯塚町第７号51番地
債務者　長谷部靖昌
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
福井市飯塚町第７号51番地
債務者　長谷部路江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
岐阜県高山市朝日町７番地
債務者　角田佐夕里
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
三重県四日市市桜町216番地
債務者　加藤　大豊
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
三重県桑名市大字西別所812番地２
債務者　柳川　忠義
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係